証券コード９６２１
平成27年３月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号
株式会社　建設技術研究所
代表取締役社長　村　田　和　夫

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年３月25日（水曜日）午後５時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年３月26日（木曜日）午前10時（開場 午前９時）
2. **場　　所**　東京都千代田区集町１番１号
　グランドアーク半蔵門　３階　光の間
3. **株主総会の目的事項**
　報告事項
　1. 第52期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第52期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役２名選任の件
　第４号議案　監査役３名選任の件
　第５号議案　補欠監査役１名選任の件
　第６号議案　取締役賞与支給の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　本総会招集ご通知に掲載しております提供書面および株主総会参考書類に修正が生じたときは、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.ctie.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1.　当連結会計年度の状況

(1) 事業の経過および成果

当社グループの属する建設コンサルタント産業においては、政府の経済成長戦略を受けて公共投資が底堅く推移するなかで、公共事業を適正かつ着実に推進するための各種法制度の改正や技術者単価の上昇などもあり、事業環境の改善がみられました。

とりわけ公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正ならびにその基本方針改正が閣議決定され、中長期的な担い手の確保のための施策や技術評価によるコンサルタント選定の拡大、調査および設計の品質確保に向けた資格制度確立への動きなどの具体化が進みました。

このような状況下にあって、引き続き東日本大震災からの復興事業に総力を挙げて取り組むとともに、防災・減災事業、社会資本の維持管理や更新に関する事業等を中心に積極的に対応してまいりました。また、技術力により契約先を選定するプロポーザル方式に対して当社の優位性を発揮するとともに、価格競争力も併せて強化することにより、受注の確実な確保を図りました。

当社の連結子会社においては、海外を市場とする株式会社建設技研インターナショナルは、主力の東南アジアにおけるＯＤＡ事業に加え、中央アジア等の周辺地域のプロジェクトの受注も着実に増加しています。土地区画整理や都市再開発を市場とする福岡都市技術株式会社は、震災復興に加えて従前の市場の回復や民間市場への展開がみられ、砂防や土質調査に強みを持つ株式会社地圏総合コンサルタントは、防災・減災関連事業への積極的な展開を行うなど、好調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの受注高は40,348百万円と前年同期比6.3％減となりました。完成業務収入は39,524百万円と前年同期比8.5％増となり、生産の効率的な実施による原価率の改善等を要因として、経常利益は2,525百万円と前年同期比54.1％増、当期純利益は1,490百万円と前年同期比51.7％増となりました。

(2) 対処すべき課題

平成27年度の国の本予算は、増税による税収増加が先送りされたにもかかわらず、平成26年度予算から微増となり、昨年来の予算の下げ止まりを確実なものにしました。成長戦略による景気回復はこれから本格化すると見込まれ、国土強靭化基本計画による社会資本整備に対する計画的な投資、改正品確法の本格的な運用実施などにより、これまでにもまして建設コンサルタントの役割が重要となってまいります。

こうした事業環境を踏まえて、当社グループは新たなステージに向かう礎として、いかなる事業環境の変化にも柔軟に対応できる事業基盤を構築するべく、以下の重点施策を推進してまいります。

① 受注と利益の安定的な確保
② 技術開発と新たな事業展開の促進
③ 多様な人材の確保と育成
④ 品質管理の戦略的な推進
⑤ 経営・生産システムの改革

役員ならびに社員一同、国民の安心・安全を担う建設コンサルタントの社会的使命を果たすため、最大限の努力を続けてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(4) 設備投資の状況
該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(9) 直前３事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第49期 平成23年12月期	第50期 平成24年12月期	第51期 平成25年12月期	第52期 (当連結会計年度) 平成26年12月期
受　注　高	31,598	37,707	43,082	40,348
完成業務収入	33,646	32,515	36,435	39,524
経　常　利　益	1,129	1,076	1,638	2,525
当　期　純　利　益	421	550	982	1,490
１株当たり当期純利益	29.83円	38.91円	69.46円	105.38円
総　資　産	30,332	32,319	37,132	41,011
純　資　産	19,876	20,350	21,392	21,870
１株当たり純資産	1,397.99円	1,429.83円	1,504.86円	1,539.79円

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社

当社には親会社が存在しませんので、該当事項はありません。

② 重要な子会社

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社建設技研インターナショナル	100百万円	70%	建設コンサルタント
福岡都市技術株式会社	100百万円	100%	建設コンサルタント 土地区画整理事業
株式会社地圏総合コンサルタント	100百万円	100%	建設コンサルタント 地質調査業

2. 当連結会計年度末日の状況

(1) 主要な事業内容

当社グループは、河川、ダム、道路、環境、情報などの公共事業に関する建設コンサルタント業を営んでおります。

① 国内事業

主要な業務は、国内における公共事業の企画、調査、計画、設計、発注者支援、施工管理、運用維持管理などの総合コンサルティング業務および付随するシステム開発、保守管理、一般事務処理受託、土地区画整理業務ならびに地質調査業務であり、土地区画整理業務および地質調査業務を除き主に当社が、土地区画整理業務は子会社福岡都市技術株式会社が、地質調査業務は子会社株式会社地圏総合コンサルタントが担当しております。

② 海外事業

主要な業務は、海外におけるプロジェクトの発掘、マスタープランの策定、企画、調査、計画、設計、施工管理、運用維持管理など建設プロジェクト全般にわたる総合コンサルティング業務であり、当社および子会社株式会社建設技研インターナショナルが担当しております。

(2) 主要な営業所等

① 当社

本　社　　東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号

支社等　　東 京 本 社（東京都中央区）
東京本社さいたまオフィス（さいたま市浦和区）
大 阪 本 社（大阪市中央区）
北海道支社（札幌市中央区）　東 北 支 社（仙台市青葉区）
北 陸 支 社（新潟市中央区）　中 部 支 社（名古屋市中区）
中 国 支 社（広 島 市 東 区）　四 国 支 社（香川県高松市）
九 州 支 社（福岡市中央区）　沖 縄 支 社（沖縄県那覇市）
マネジメント事業部（東京都中央区）
研究センターつくば（茨城県つくば市）

事務所　　青森事務所（青森県青森市）ほか全国39ヵ所

② 株式会社建設技研インターナショナル

本　社　　東京都江東区亀戸二丁目25番14号

③ 福岡都市技術株式会社

本　社　　東京都中央区日本橋浜町三丁目21番１号

支社等　　本社事務所・東日本支社（千葉県松戸市）
西日本支社（福岡市博多区）

④ 株式会社地圏総合コンサルタント

本　社　　東京都荒川区西日暮里二丁目26番２号

支社等　　札幌支店（札幌市中央区）
四国支店（愛媛県新居浜市）

(3) 使用人の状況

① 企業集団

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
1,652名（496名）	19名増（４名増）

（注）　使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（パートおよびアルバイト）数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当 社

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,315名（443名）	20名増（２名増）	42.93歳	13.71年

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（パートおよびアルバイト）数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況（平成26年12月31日現在）

1. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 14,159,086株
(3) 株主数 3,348名
(4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
建設技術研究所従業員持株会	1,550千株	11.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	547	3.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	384	2.7
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	371	2.6
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	354	2.5
住友生命保険相互会社	300	2.1
第一生命保険株式会社	269	1.9
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	236	1.7
日本生命保険相互会社	188	1.3
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	184	1.3

（注） 持株比率は、自己株式（18,071株）を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大島一哉	
代表取締役社長	村田和夫	
代表取締役副社長執行役員	阿部令一	
代表取締役副社長執行役員	内村好	
取締役副社長執行役員	小松泰樹	企画本部長
取締役専務執行役員	兪朝夫	東京本社長
取締役専務執行役員	棚橋通雄	技術本部長
取締役常務執行役員	友永則雄	営業本部長
取締役常務執行役員	栗田秀明	大阪本社長
取締役執行役員	寺井和弘	管理本部長
取締役執行役員	中村哲己	東北支社長
常勤監査役	谷和弘	
監査役	和作幹雄	
監査役	堀内国宏	弁護士（堀内総合法律事務所）
監査役	荒木友雄	弁護士（荒木法律事務所）

(注) 1. 監査役堀内国宏および荒木友雄は、社外監査役であります。
2. 社外監査役の重要な兼職の状況については、社外役員に関する事項に記載しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額	摘　要
取締役	11名	289百万円	
監査役	4名	37百万円	
合　計	15名	326百万円	

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年３月27日開催の定時株主総会において年額400百万円（ただし、使用人分の給与を含まない）以内、監査役の報酬限度額は、平成６年３月30日開催の定時株主総会において年額80百万円と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した28百万円を含んでおります。

(3) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針
特に決定しておりません。

(4) 辞任した、または解任された役員
該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地位および氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	当該他の法人等との関係
監査役 堀内国宏	無	無
監査役 荒木友雄	無	無

(注) 上記社外役員の配偶者または三親等以内の親族等が当社または当社の特定関係事業者の役員または使用人等である事実はありません。

(2) 当該事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席の状況

地位および氏名	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 堀内国宏	13回	100%	12回	100%
監査役 荒木友雄	13回	100%	12回	100%

② 取締役会および監査役会における発言の状況

監査役堀内国宏および荒木友雄は、取締役会では、取締役に対し積極的に質問するとともに、法曹経験豊富な弁護士および社外の見地からの発言、提言を行っております。また、監査役会では、実施した監査を報告し、他の監査役に対し積極的に質問するとともに、法曹経験豊富な弁護士および社外の見地からの意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の額	摘　要
社外監査役	2名	10百万円	

(5) 親会社または親会社の子会社から受けている報酬等

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 監査業務に係る報酬等の額

内　　容	報　酬　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容および報酬の額

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会が、会計監査人が会社法第340条に定める事項に該当すると判断したときは、解任または不再任の決定をいたします。

(5) 過去２年間の業務の停止の処分に関する事項

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 辞任した、または解任された会計監査人

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

(1) 職務執行の基本方針

当社は、次の経営理念と行動憲章を掲げ、すべての役員（取締役、監査役またはこれに準ずる者を言う）および従業員（社員、顧問、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者）が職務を執行するに当たっての基本方針とする。

① 経営理念

世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦する。

② 行動憲章

【顧客満足度の向上】

1. 専門家としての誇り、使命感、倫理観を持って、顧客の理解、満足、信頼を第一優先として行動します。

【技術力向上と品質向上】

2. 専門家として、新しい分野や技術への積極的な挑戦、高度な技術力の確保と向上、優れた人格の形成など自己研鑽に励み、提供するサービスの品質向上に努めます。

【倫理・法令の遵守】

3. 社会的責任と公共的使命を認識し、独立したコンサルタントとして公正な企業活動を行います。

【情報の開示】

4. 株主をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを図り、正しい企業活動情報を適確に開示します。

【社員満足度の向上】

5. 社員の人間性を尊重し、活力をもって働ける職場環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

【環境への配慮】

6. 人と自然が共に存在する恵み豊かな環境と美しい国づくり、地球環境問題の解決に向けて積極的に行動します。

【社会貢献】

7. よき企業市民として、積極的に社会貢献活動を行います。

【国際貢献】

8. 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律を遵守し、多様な文化や慣習を尊重し、その発展に貢献するように行動します。

(2) 内部統制システムの構築・運用のための基本方針

経営理念および行動憲章に基づき、適正な業務執行の体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、企業価値の向上を図るものとする。

(3) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および従業員が果たすべき事項を明確にし、コンプライアンス体制および業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。

(4) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行にかかる文書その他の情報につき、情報管理体制を整備し適切に開示、保存、廃止および管理を行う。

(5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。

(6) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的（月１回）に取締役会と経営会議とを開催し十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間および各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。

(7) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、企業グループに対する管理体制を構築する。

(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。

(9) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動等について、監査役会の同意を得るものとする。

(10) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、または発生する恐れがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、社内体制を整備する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項（内部監査部門との連携に関する事項等）を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

7. 会社の支配に関する基本方針

決定した方針はありません。

（注） 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、百分率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,912**	**流動負債**	**17,260**
現金及び預金	2,657	業務未払金	1,457
受取手形及び完成業務未収入金	1,700	短期借入金	850
有価証券	10,001	リース債務	81
未成業務支出金	13,493	未払法人税等	722
繰延税金資産	616	未成業務受入金	10,792
その他	454	賞与引当金	1,108
貸倒引当金	△ 11	役員賞与引当金	28
固定資産	**12,098**	業務損失引当金	106
有形固定資産	**6,718**	その他	2,113
建物及び構築物	1,786	**固定負債**	**1,879**
機械装置及び運搬具	10	長期未払金	104
土地	4,584	リース債務	125
リース資産	174	繰延税金負債	2
その他	162	退職給付に係る負債	1,463
無形固定資産	**243**	資産除去債務	126
リース資産	25	その他	57
その他	217	**負債合計**	**19,140**
投資その他の資産	**5,136**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,917	**株主資本**	**21,992**
繰延税金資産	408	**資本金**	**3,025**
退職給付に係る資産	1,050	**資本剰余金**	**4,122**
その他	1,778	**利益剰余金**	**14,856**
貸倒引当金	△ 17	**自己株式**	**△ 11**
		その他の包括利益累計額	**△ 218**
		その他有価証券評価差額金	**611**
		退職給付に係る調整累計額	**△ 829**
		少数株主持分	**96**
		純資産合計	**21,870**
資産合計	**41,011**	**負債・純資産合計**	**41,011**

連結損益計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成業務収入		39,524
売上原価		
完成業務原価		29,147
売上総利益		**10,377**
販売費及び一般管理費		**7,988**
営業利益		**2,388**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	31	
受取家賃収入	34	
その他	69	150
営業外費用		
支払利息	5	
支払手数料	5	
その他	2	13
経常利益		**2,525**
特別利益		
投資有価証券売却益	22	22
特別損失		
固定資産処分損	4	
リース解約損	1	
投資有価証券評価損	5	10
税金等調整前当期純利益		**2,537**
法人税、住民税及び事業税	1,081	
法人税等調整額	△ 40	1,040
少数株主損益調整前当期純利益		**1,497**
少数株主利益		6
当期純利益		**1,490**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年１月１日　残高	3,025	4,122	13,620	△ 11	20,757
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△ 254	―	△ 254
当期純利益	―	―	1,490	―	1,490
自己株式の取得	―	―	―	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―
当連結会計年度中の変動額合計	―	―	1,235	△ 0	1,235
平成26年12月31日　残高	3,025	4,122	14,856	△ 11	21,992

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年１月１日　残高	523	―	523	111	21,392
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	―	―	△ 254
当期純利益	―	―	―	―	1,490
自己株式の取得	―	―	―	―	△ 0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	87	△ 829	△ 741	△ 14	△ 756
当連結会計年度中の変動額合計	87	△ 829	△ 741	△ 14	478
平成26年12月31日　残高	611	△ 829	△ 218	96	21,870

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　３社

連結子会社の名称

株式会社建設技研インターナショナル
福岡都市技術株式会社
株式会社地圏総合コンサルタント

(2) 主要な非連結子会社の数　８社

非連結子会社の名称

武漢長建創維環境科技有限公司
株式会社マネジメントテクノ
株式会社ＣＴＩアウラ
株式会社新土木開発
株式会社ＣＴＩウイング
株式会社シーティーアイグランドプラニング
株式会社ＣＴＩフロンティア
株式会社ＣＴＩミャンマー
（株式会社ＣＴＩミャンマーは、平成26年３月７日付で設立いたしました。）

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

持分法を適用している非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社

武漢長建創維環境科技有限公司、株式会社マネジメントテクノ、株式会社ＣＴＩアウラ、株式会社新土木開発、株式会社ＣＴＩウイング、株式会社シーティーアイグランドプラニング、株式会社ＣＴＩフロンティアおよび株式会社ＣＴＩミャンマーは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

（株式会社インフラックスは、平成26年７月31日付で解散いたしました。）

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

１）有価証券

満期保有目的の債券

原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2）たな卸資産
未成業務支出金……個別法による原価法
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物……17～50年
2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
3）リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準
1）貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
2）賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
3）役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4）業務損失引当金
受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。
(4) 重要な収益および費用の計上基準
売上高の計上は、完成基準によっております。ただし、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準（工事業務の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
1）退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
2）消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,050百万円、退職給付に係る負債が1,463百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が829百万円減少しております。

なお、１株当たり純資産額は58円66銭減少しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　4,038百万円
2. 保証債務

当社グループ従業員の銀行からの借入に対して55百万円の債務保証を行っております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	14,159,086株	―株	―株	14,159,086株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	17,737株	334株	―株	18,071株

（注） 増加株式数334株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当金	基　準　日	効力発生日
平成26年３月27日	普通株式	254百万円	18円	平成25年12月31日	平成26年３月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年３月26日開催の第52回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額　254百万円
② 配当原資　利益剰余金
③ １株当たり配当金額　18円
④ 基準日　平成26年12月31日
⑤ 効力発生日　平成27年３月27日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および完成業務未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、契約業務管理規程および受託契約取扱要領に従い、所定の期日が過ぎても入金されない場合は、原因を調査し、結果を社内関係者に周知し、関係部署が適切に対処しております。また、有価証券および投資有価証券は、主に投資信託や株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、時価のあるものについては定期的に時価の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	2,657	2,657	―
(2) 受取手形及び完成業務未収入金	1,700	1,700	―
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,554	11,554	―
資産 計	15,912	15,912	―

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、フリー・ファイナンシャル・ファンド等は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額364百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	1,539円79銭
2.	１株当たり当期純利益	105円38銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成26年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,117**	**流動負債**	**13,302**
現金及び預金	1,782	業務未払金	1,314
完成業務未収入金	780	リース債務	55
有価証券	10,001	未払金	310
未成業務支出金	10,569	未払法人税等	648
前払費用	122	未払消費税等	224
繰延税金資産	489	未払費用	786
短期貸付金	283	未成業務受入金	8,471
その他	99	預り金	476
貸倒引当金	△ 11	賞与引当金	941
固定資産	**12,164**	役員賞与引当金	28
有形固定資産	**6,556**	業務損失引当金	35
建物	1,556	その他	8
構築物	162	**固定負債**	**940**
機械及び装置	10	長期未払金	89
器具及び備品	147	リース債務	76
土地	4,556	繰延税金負債	78
リース資産	122	退職給付引当金	545
無形固定資産	**191**	資産除去債務	93
借地権	16	その他	57
ソフトウェア	146	**負債合計**	**14,242**
リース資産	5	**純資産の部**	
電話加入権	22		
専用施設利用権	0	**株主資本**	**21,429**
その他	0	**資本金**	**3,025**
投資その他の資産	**5,416**	**資本剰余金**	**4,122**
投資有価証券	1,631	資本準備金	4,122
関係会社株式	554	**利益剰余金**	**14,292**
関係会社出資金	50	利益準備金	176
出資金	3	その他利益剰余金	14,115
長期性預金	800	別途積立金	8,700
長期前払費用	29	繰越利益剰余金	5,415
敷金・保証金	711	**自己株式**	**△ 11**
会員権	51	**評価・換算差額等**	**611**
前払年金費用	1,584	**その他有価証券評価差額金**	**611**
その他	0		
貸倒引当金	△ 0	**純資産合計**	**22,040**
資産合計	**36,282**	**負債・純資産合計**	**36,282**

損　益　計　算　書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		
完成業務収入		33,211
売　上　原　価		
完成業務原価		23,941
売　上　総　利　益		**9,270**
販売費及び一般管理費		**7,116**
営　業　利　益		**2,153**
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	50	
その他	77	127
営　業　外　費　用		
支払手数料	5	
その他	0	5
経　常　利　益		**2,275**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	22	22
特　別　損　失		
固定資産処分損	3	
リース解約損	1	
投資有価証券評価損	5	10
税引前当期純利益		**2,288**
法人税、住民税及び事業税	980	
法人税等調整額	△ 58	921
当　期　純　利　益		**1,366**

株主資本等変動計算書

（平成26年１月１日から
平成26年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
平成26年１月１日　残高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	4,303	13,180
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当	―	―	―	―	―	△ 254	△ 254
当期純利益	―	―	―	―	―	1,366	1,366
自己株式の取得	―	―	―	―	―	―	―
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―
当事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	1,112	1,112
平成26年12月31日　残高	3,025	4,122	4,122	176	8,700	5,415	14,292

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年１月１日　残高	△ 11	20,317	523	523	20,840
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	―	△ 254	―	―	△ 254
当期純利益	―	1,366	―	―	1,366
自己株式の取得	△ 0	△ 0	―	―	△ 0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	―	―	87	87	87
当事業年度中の変動額合計	△ 0	1,111	87	87	1,199
平成26年12月31日　残高	△ 11	21,429	611	611	22,040

個　別　注　記　表

1.　**重要な会計方針**

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

1）有価証券

満期保有目的の債券……原価法

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

2）たな卸資産

未成業務支出金……個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……17～50年

2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3）役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4）業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未成業務の損失額を計上しております。

5）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益および費用の計上基準
売上高の計上は、完成基準によっております。ただし、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事業務については工事進行基準（工事業務の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。
(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項
1）消費税等の会計処理方法……税抜方式を採用しております。
2）退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　3,918百万円
(2) 保証債務
当社従業員の銀行からの借入に対して52百万円、株式会社建設技研インターナショナルの従業員の銀行からの借入に対して２百万円の債務保証を行っております。
(3) 関係会社に対する金銭債権債務　短期金銭債権　301百万円
短期金銭債務　147百万円
長期金銭債務　46百万円
(4) 取締役および監査役に対する長期金銭債務　89百万円
(注) 取締役および監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する予定の退職慰労金に係る債務であり、長期未払金に計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
関係会社との営業取引高　1,395百万円
関係会社との営業取引以外の取引高　47百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	17,737株	334株	―株	18,071株

(注) 増加株式数334株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

・繰延税金資産（流動資産）

未払事業税	55百万円
業務損失引当金	12百万円
賞与引当金	335百万円
賞与社会保険料	47百万円
その他	42百万円
小計	494百万円
評価性引当金	△ 4百万円
合計	489百万円

・繰延税金資産（固定資産）

退職給付引当金	96百万円
長期未払金	31百万円
有価証券評価損	74百万円
資産除去債務	33百万円
その他	22百万円
小計	258百万円
評価性引当金	△ 80百万円
合計	177百万円

・繰延税金負債（固定負債）

有形固定資産	23百万円
その他有価証券評価差額金	232百万円
合計	255百万円
・繰延税金負債（固定負債）の純額	78百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差額の原因となった項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等の損金不算入	0.46%
住民税均等割	3.60%
受取配当等の益金不算入	△ 0.33%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.57%
所得拡大促進税制による税額控除	△ 2.64%
役員賞与損金不算入	0.36%
評価性引当金	△ 0.44%
その他	△ 0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.26%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01％から35.64％に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が35百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が35百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	住　所	資本金	事業内容	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社地圖総合コンサルタント	東京都荒川区	100	注１	100 (ー)	当社の業務の一部を委託	資金の貸付	450	短期貸付金	150
							貸付金の回収	400		

（注）1. 事業内容は、「建設コンサルタントおよび地質調査業」であります。

2. 取引条件については、以下のとおりであります。

・貸付取引：市場金利を勘案して貸付利率を決定しております。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,558円60銭

(2) １株当たり当期純利益　96円66銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月５日

株式会社　建設技術研究所
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　方　宏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　沢　勝　己　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社建設技術研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年２月５日

株式会社　建設技術研究所
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　方　宏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　沢　勝　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社建設技術研究所の平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年１月１日から平成26年12月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致の意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において経営及び管理の状況などを調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正確保に必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、経営及び管理の状況などを調査いたしました。

以上の方法に基づき、第52期事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年２月９日

株式会社　建設技術研究所　監査役会

監査役(常勤)　谷　　和弘　㊞

監　査　役　和作幹雄　㊞

監　査　役　堀内国宏　㊞

監　査　役　荒木友雄　㊞

(注)　監査役堀内国宏及び荒木友雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、安定配当方針の維持と利益還元の充実を図りながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
   金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
   当社普通株式１株につき18円といたしたいと存じます。
   なお、この場合の配当総額は、254,538,270円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
   平成27年３月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第30条および第40条の規定を新設するものであります。なお、定款第30条の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第16条 〳〵　（条文省略） 第29条	第16条 〳〵　（現行どおり） 第29条
	(社外取締役との責任限定契約) 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新　設）	
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第30条 〳〵　（条文省略） 第38条	第31条 〳〵　（現行どおり） 第39条
	(社外監査役との責任限定契約) 第40条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
（新　設）	
第39条 〳〵　（条文省略） 第46条	第41条 〳〵　（現行どおり） 第48条

第３号議案　取締役２名選任の件

取締役阿部令一および内村　好は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として取締役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐々部　圭二 （昭和27年３月７日）	昭和63年３月　株式会社中央開発インターナショナル退職 昭和63年４月　当社入社 平成11年７月　株式会社建設技研インターナショナル転籍、事業本部技術第４部長 平成18年３月　株式会社建設技研インターナショナル取締役 平成20年３月　株式会社建設技研インターナショナル常務取締役 平成21年３月　株式会社建設技研インターナショナル代表取締役社長（現任）	300株
2	中平明憲 （昭和28年４月14日）	平成６年３月　株式会社中堀ソイルコーナー退職 平成６年４月　当社入社 平成11年４月　当社大阪本社道路本部技術第四部長 平成21年４月　当社大阪本社副本社長 平成22年３月　当社執行役員（現任） 平成24年４月　福岡都市技術株式会社代表取締役社長（現任）	14,700株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役和作幹雄、堀内国宏および荒木友雄は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	唐　裕一 （昭和30年３月２日）	昭和52年４月　当社入社 平成12年４月　当社中部支社技術第一部長 平成20年４月　当社技術本部業務管理部長 平成23年４月　当社管理本部人材開発室長（現任）	12,009株
2	堀内国宏 （昭和18年４月24日）	昭和43年４月　検事任官 平成４年４月　東京高等検察庁検事 平成８年４月　最高検察庁検事 平成９年６月　弁護士登録（現任） 平成11年４月　東海大学法学部教授 平成12年３月　当社監査役（現任） 平成22年４月　流通経済大学法学部教授	―株
3	田中康郎 （昭和21年２月９日）	昭和46年４月　判事補任官 昭和56年４月　東京地方裁判所判事 昭和60年４月　国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 平成６年４月　東京地方裁判所部総括判事 平成15年２月　盛岡地方・家庭裁判所長 平成17年２月　東京高等裁判所部総括判事 平成21年３月　札幌高等裁判所長官 平成23年２月　弁護士登録（現任） 平成23年４月　明治大学法科大学院教授（現任）	―株

（注）1.　各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　唐　裕一の所有する当社株式の数には、従業員持株会における持分を含んでおります。
3.　堀内国宏および田中康郎は、社外監査役候補者であります。
4.　堀内国宏および田中康郎を社外監査役候補者とした理由は、法曹経験豊富な弁護士としての高い専門性と職業倫理を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。なお、両氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 第２号議案および本議案の可決を条件として、当社は、社外監査役との間に500万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約の締結を予定しております。
6. 堀内国宏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、15年であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数の要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
由　布　節　子 （昭和27年３月28日）	昭和56年４月 平成14年１月 平成22年４月	弁護士登録（現任） 渥美・臼井法律事務所（現　渥美坂井法律事務所・外国法事業共同事業）シニアパートナー（現任） 慶応義塾大学法科大学院非常勤講師	―株

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 由布節子は、社外監査役候補者であります。
3. 由布節子を社外監査役候補者とした理由は、法曹経験豊富な弁護士としての高い専門性と職業倫理を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となることを含めて会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 由布節子が監査役に就任した場合には、第２号議案の可決を条件として、当社は、同氏との間に500万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の取締役11名に対し、賞与を総額28,220,000円支給することといたしたく存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都千代田区隼町１番１号
グランドアーク半蔵門　３階　光の間
電話番号　03―3288―0111

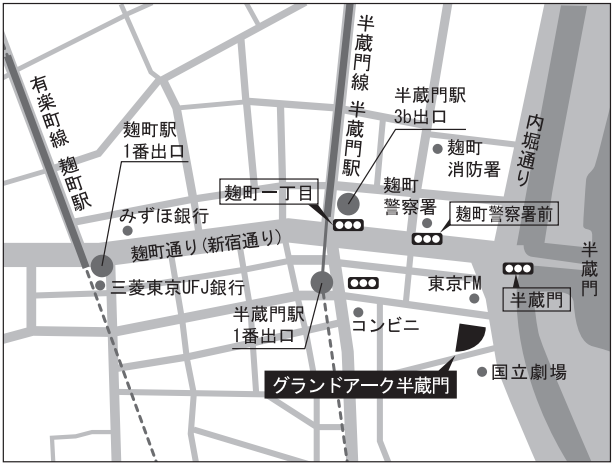

交通のご案内

■東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」１番出口より徒歩２分
■東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」３ｂ出口より徒歩３分
■東京メトロ有楽町線「麹町駅」１番出口より徒歩７分

植物油インキ使用